

2022 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：令和4年11月8日（火）18：42～19：27

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求、人員・職場諸要求に関する主旨説明

第2回交渉

日 時：令和4年11月15日（火）18：30～19：02

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、他2名）

市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）

交渉内容：職場改善・生活改善に関する事など

第3回交渉

日 時：令和4年11月17日（木）18：00～18：05

場 所：市役所4階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他1名）

市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）

交渉内容：年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2. 78月プラス一律48,000円を支給すること。(昨年は2. 81ヵ月プラス一律45,000円)	1. 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和4年4月1日から実施する。勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和4年12月から実施する。本年度の年末一時金は、期末手当1.2か月、勤勉手当1.05か月の計2.25か月とする。なお、令和5年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当1.2か月、勤勉手当1か月の計2.2か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.675か月、勤勉手当0.5か月の計1.175か月とする。また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当1.2か月とする。なお、再任用職員の令和5年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当0.675か月、勤勉手当0.475か月の計1.15か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月9日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月9日とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

(1) 特殊勤務手当を一部廃止する。

①ごみ焼却場に勤務する清掃作業従事職員の特殊勤務手当の廃止

②死獣収集作業従事職員の特殊勤務手当の廃止

(2) 宿日直手当を廃止する。

(3) 特定時期加算を廃止する。

※廃止時期は、12月議会議決後、当該条例の公布の日からとする。

※給与改定分については、12月議会議決後、速やかに支給する。